⑷　委員等が事案について当事者の代理人又は補佐人であるとき、又はあったとき
⑸　委員等が当事者から役務の提供により収入を得ているとき、又は得ないこととなった日から３年経過しないとき
（貸付自粛の運用に関する事項）
第15条　規則第47条第３項に定める貸付自粛の運用に関する事項は、以下の内容とする。
⑴　貸付自粛の依頼をした場合には、規則に定める事由がある場合を除き当該依頼が受理された日から３か月が経過するまで、当該依頼を撤回することができないこと
⑵　貸付自粛依頼を撤回し当該依頼に基づく貸付自粛情報を削除するためには別途削除の手続が必要となること
⑶　貸付自粛の依頼が受理され、依頼が撤回されない場合であっても、貸付自粛情報が登録されてから５年を経過した場合には当然に当該情報は抹消されること
⑷　貸付自粛の依頼が受理された場合であっても、その後に貸付自粛依頼の要件を欠いていることが判明した場合には、協会は、当該依頼を不受理とし又は当該依頼に基づく貸付自粛登録につき、依頼人に対して通知することなく削除する手続をとることができること
⑸　貸付自粛の依頼が受理された場合であっても、当該依頼が受理された時点で直ちに貸付自粛の登録が指定信用情報機関に登録されるものではないこと
⑹　貸付自粛の依頼が受理された場合であっても、貸付自粛情報が登録される前に締結された極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けがなされる場合があり得ること
⑺　貸付自粛情報が登録された場合であっても、当該情報は、指定信用情報機関の会員に対して与信判断を拘束するものではないこと
（細則の改廃）
第16条　この細則の改廃については、理事会の承認を経て、苦情処理委員会がこれを行う。
附　則
この細則は、平成19年12月19日から施行する。
附　則（平22．6．21）
この改正は、平成22年６月21日から施行する。
㈱　改正条項は、次のとおりである。
第９条第２項⑴⑵、第15条第１項⑸⑺を改正、第15条第１項⑻を削除。

厚生労働省

介護福祉士国家試験の施行

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第３項において準用する第６条の規定により、第23回介護福祉士国家試験を次のとおり施行する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第41条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人社会福祉振興・試験センターが行う。
平成22年７月９日
厚生労働大臣　長妻　　昭
１　試験期日
⑴　筆記試験　平成23年１月30日（日曜日）
⑵　実技試験　平成23年３月６日（日曜日）
２　試験地
⑴　筆記試験　北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県
⑵　実技試験　北海道、青森県、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県
３　試験科目
⑴　筆記試験　社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術（演習を含む。）、レクリエーション活動援助法、老人・障害者の心理、家政学概論、医学一般、精神保健、介護概論、介護技術及び形態別介護技術
⑵　実技試験　介護等に関する専門的技能
４　試験の方法
⑴　試験は、筆記及び実技の方法により行う。
なお、身体に障害のある者については、その申請により点字、拡大文字、チェック解答用紙等による試験を行うほか、試験時間の延長等必要な配慮を行う。
⑵　筆記試験の出題形式は五枝択一方式とし、出題数は120問、総試験時間数は210分間とする。
⑶　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。
なお、一人の受験者の試験時間は「５分間以内」とする。
⑷　平成20年４月１日から平成22年12月31日までの間に、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第22条第４項に規定する介護技術講習（以下「講習」という。）を修了した者については、その申請により、実技試験を免除する。
⑸　出題基準を別途定め、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に掲載する。
５　受験資格
⑴　次に該当する者として、介護等の業務に３年以上従事した者（平成23年１月29日までに３年以上従事する見込みの者を含む。）
ア　児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者の保護に直接従事する職員（児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）並びに児童福祉法第27条第２項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者
イ　障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第41条第１項に規定する身体障害者更生援護施設（同法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者
ウ　生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員
エ　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員
オ　障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（重度障害者等包括支援において提供される場合を含む。）若しくは共同生活援助又は療養介護を行う事業所のうち、その主たる業務が介護等である者
カ　指定訪問介護（介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第２項に規定する訪問介護をいう。）又は指定介護予防訪問介護（介護保険法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいう。）の訪問介護員等
キ　指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第９項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員
ク　指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第３項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員